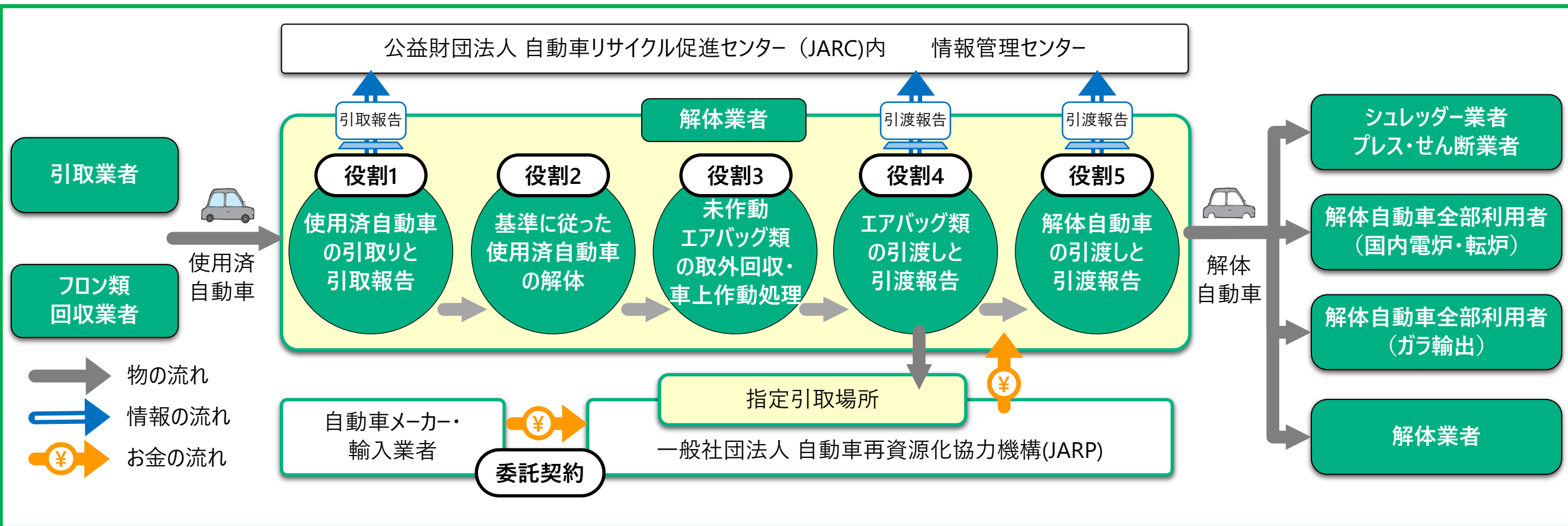


このガイドは、解体業者の処理・実務の流れに沿って、必要な情報（5つの役割）をまとめたものです。各項目に表示した二次元コードから詳しい説明を見ることができます。

自動車リサイクル 解体業者の役割

- ◆ 車の解体は、自動車リサイクル法を守って実施する必要があります。無許可で解体をしてはいけません。自動車リサイクル法に違反すると、懲役や罰金などの罰則があります。〔法第8章〕
- ◆ 車の解体を行うためには、自治体による解体業の許可が必要です。〔法第3章第3節〕



〔法第23条第2項、施行規則第23条、第24条〕

[最新のお知らせを知りたい](#)



[移動報告の方法を知りたい](#)



[わからないことを調べたい](#)



[そのほかのお役立ち情報](#)



・解体業者でエアバッグ類の適正処理を行うと、エアバッグ類の回収手数料が振り込まれます。



・エアバッグ類は引取基準に従って引き渡してください。



自動車リサイクル 解体業者の実務 (推奨手順)

〔法第15条、法第81条第7項〕

役割1

1. 車を引き取り、車台番号を確認する。
実車の装備と移動報告の装備情報が一致しているか確認する。



車台情報の装備情報を確認



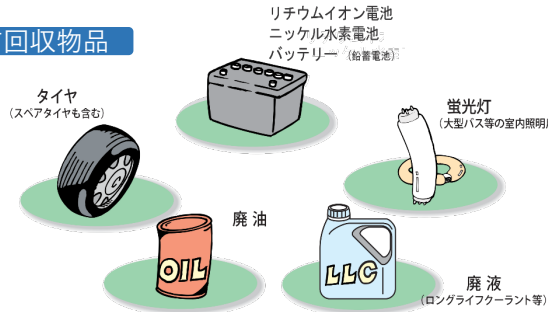
2. 移動報告担当者は、引取報告をする。
(引き取ってから3日以内)

〔法第16条第1項、第2項施行、規則第9条〕

役割2

3. 基準に従って解体する。

事前回収物品



事前回収物品

〔法第16条第3項〕

役割3

4. 未作動のエアバッグ類 (シートベルトプリテンショナーを含む) をすべて取外回収する。
5. 取外回収したエアバッグ類を適正な状態にし、ケースに収納する。



確認方法と処理の流れ

説明を読む

動画を見る



回収作業と適正な状態

説明を読む

動画を見る



ケースへの収納方法

説明を読む

動画を見る



役割1から役割4,役割5までは**120日以内**に実施

〔施行規則第106条第1項〕

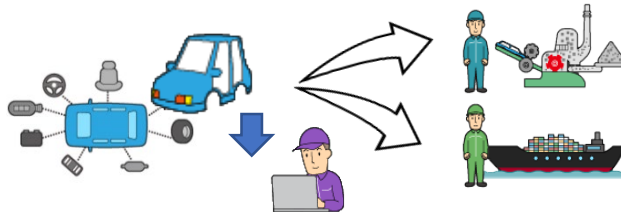
役割5

〔法第16条第4項、法第81条第9項〕

8. 解体自動車を次の工程に引き渡す。



解体自動車の引渡先



9. 移動報告担当者は、エアバッグ類装備の有無を再確認し、解体自動車の引渡報告をする。
(引き渡してから3日以内)



エアバッグ類装備有無の修正



〔法第16条第3項、法第81条第8項〕

役割4

6. 取外回収したエアバッグ類を指定引取場所に引き渡す。



引取基準・運搬

説明を読む

動画を見る



エアバッグ類の集荷依頼

説明を読む

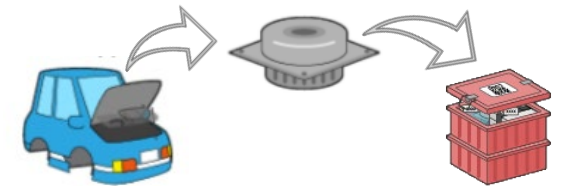
動画を見る



7. 移動報告担当者は、エアバッグ類の引渡報告をする。



引渡報告



【車上作動処理の契約がある事業所のみ】

- 4'. エアバッグ類の車上作動処理をする。



車上作動処理

